



生命保険料を払うと税金が軽減する「保険料控除」について教えてください。



生命保険料を払うと生命保険料に応じて、一定の金額が契約者の所得から差し引かれる制度が保険料控除で、所得税、住民税の負担が軽減されます。

生命保険料控除制度には2012年1月1日以後に結んだ契約を対象とする制度「新制度」と2011年12月31日以前に結んだ契約を対象とする「旧制度」があります。



2011年12月31日以前に契約した旧制度の生命保険を昨年の7月に更新しました。この場合には旧制度と新制度の保険料控除はどうなるのですか？



2022年6月分までの払込保険料は旧制度、7月分以後の払込保険料は新制度の適用になります。

	2022年	2023年以後
契約の状況	6月に更新	
適用される制度	5月までの保険料旧制度 6月以降の保険料新制度	新制度



生命保険料控除の対象となる旧制度、新制度の保険を教えてください。



旧制度の保険料控除の対象保険は一般生命保険料・個人年金保険料です。
新制度の保険料控除の対象保険は一般生命保険料・介護医療保険料・個人年金保険料です。



旧制度の保険料控除を教えてください。



年間保険料額によって保険料控除は異なります。以下の表で計算します。

旧制度保険料控除

区分	所得税		住民税	
	年間払込保険料額	控除される金額	年間払込保険料額	控除される金額
一般生命保険料 個人年金保険料	25,000円以下	払込保険料全額	15,000円以下	払込保険料全額
	25,000円超 50,000円以下	(払込保険料×1/2) +12,500円	15,000円超 40,000円以下	(払込保険料×1/2) +7,500円
	50,000円超 100,000円以下	(払込保険料×1/4) +25,000円	40,000円超 70,000円以下	(払込保険料×1/4) +17,500円
	100,000円超	一律50,000円	70,000円超	一律35,000円



新制度の保険料控除を教えてください。



旧制度と同じように年間保険料額によって保険料控除は異なります。介護保険料も対象保険になります。以下の表で計算します。

新制度保険料控除

区分	所得税		住民税	
	年間払込保険料額	控除される金額	年間払込保険料額	控除される金額
一般生命保険料 介護医療保険料 個人年金保険料	20,000円以下	払込保険料全額	12,000円以下	払込保険料全額
	20,000円超 40,000円以下	(払込保険料 × 1/2) + 10,000円	12,000円超 32,000円以下	(払込保険料 × 1/2) + 6,000円
	40,000円超 80,000円以下	(払込保険料 × 1/4) + 20,000円	32,000円超 56,000円以下	(払込保険料 × 1/4) + 14,000円
	80,000円超	一律40,000円	56,000円超	一律28,000円



新制度の一般生命保険を契約しています。年間払込保険料は72,000円です。所得税、住民税の控除される金額を一例として計算してください。



所得税：(72,000円 × 1/4) + 20,000円 = 38,000円が控除されます。
住民税：72,000円は、56,000円超なので28,000円が控除されます。



私は新制度と旧制度の一般生命保険を契約しています。
 新制度の払込保険料は72,000円。
 旧制度の払込保険料は120,000円。
 この場合の控除の計算を教えてください。



旧制度と新制度がある場合はそれぞれを計算して合計します。

・新制度

所得税：(72,000円 × 1/4) + 20,000円 = **38,000円**が控除されます。

住民税：72,000円は、56,000円超なので**28,000円**が控除されます。

・旧制度

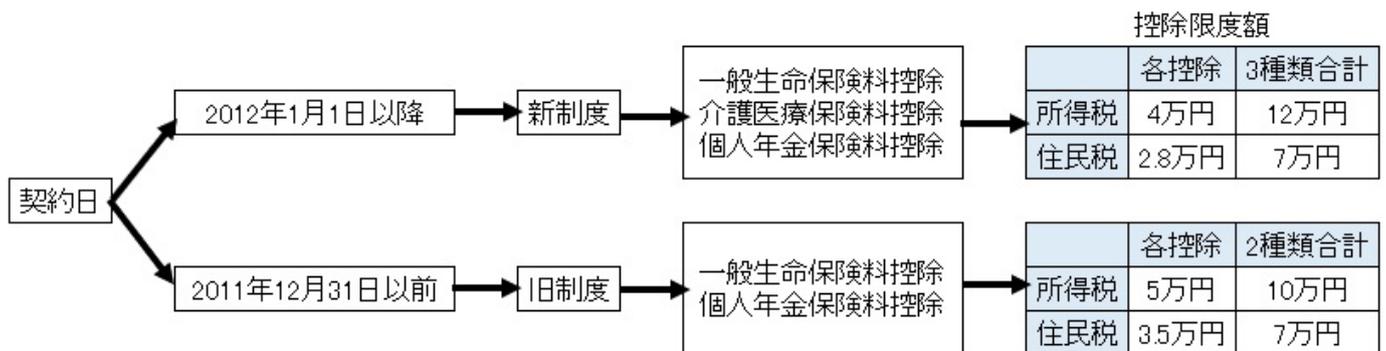
所得税：120,000円は、100,000円超なので**50,000円**が控除されます。

住民税：120,000円は、70,000円超なので**35,000円**が控除されます。

従って

所得税控除額 = **38,000円 + 50,000円 = 88,000円**

住民税控除額 = **28,000円 + 35,000円 = 63,000円**



新旧両制度の全体限度額は所得税12万円、住民税7万円です。